

令和元年第12回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和元年12月2日（月曜日） 15時15分～16時29分

場 所： 佐伯市役所 6階 第1委員会室

出席農業委員： 1番 山田 定男 2番 小野 美智子 4番 簗戸 猪文 5番 狩生 哲廣
6番 黒岩 眞由美 7番 茅田 寿志 8番 田嶋 義生 9番 高畠 千恵美
11番 小野 隆壽 13番 工藤 雄一 14番 谷川 享宏 15番 塩月 吉伸
16番 河野 周一 17番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯2区 清田 馨 佐伯9区 林 寛 佐伯10区 疋田 定
本匠1区 川野 源治 本匠2区 高橋 昭男 直川1区 曾根田 正弘 直川2区 橋迫 新五
蒲江1区 井川 英二 蒲江2区 津田 幸喜 蒲江3区 松尾 孫重

欠席委員：3番 市川 一清 10番 御手洗 大悟 12番 吉良 勝彦

事務局：事務局長 穴見 哲男 総括主幹 橋 公展 副主幹 山田 祐郎 副主幹 槇野 信光
事務員 井上 真吾

農 林 課：総括主幹 首藤 和秀 副主幹 泉 由香

議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第40号議案 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
④非農地証明願について

事務局長：皆さん忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、12月となってあと1か月ということで、ばたばた忙しいですが体の方は十分気を付けてやってください。時間をちょっと過ぎましたが、ただいまより令和元年第12回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、3番の市川一清委員、10番の御手洗大悟委員、12番の吉良勝彦委員の3名となっております。農業委員17名中、本日の会議の出席は14名です。よって佐伯市農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員27名中、10名の出席をいただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、11月13日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長あいさつの方をよろしく願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：続きまして農業委員会会議規則第4条により会長が議長となりますので、会長に議事の進行の方をよろしく願いいたします。

議 長：それでは本日の議事録署名人を指名したいと思います。9番の高畠委員さん、それと11番の小野委員さん、2名をお願いいたします。それでは議事に入ります前に事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の2ページをお開きください。令和元年12月2日開催の農地案件の件数及び面積につきまして報告いたします。農地法第3条、件数は11件、田が5,340㎡、畑が2,329㎡、合計7,669㎡。農地法第4条、件数が4件、田が2,379㎡、畑が224㎡、合計2,603㎡。農地法第5条、件数が10件、田が1,011㎡、畑が1,764㎡、合計が2,775㎡。総数の合計が25件、田が8,730㎡、畑が4,317㎡、総合計が13,047㎡となっております。件数が多いですが、提案いたします。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま事務局より面積総括の説明がございましたけれども、よろしいですか。質問等ございましたら、ないようですので進めたいと思います。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番より事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しております管内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。それでは3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1、2ページをご覧ください。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地で米、野菜類を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は譲受人夫婦と子どもの3人で行っているとのことです。農地取得後は、米、野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は146.75aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは担当の林推進委員さんお願いいたします。

佐伯9区推進委員：現状はですね、ご覧のとおりちょっと荒れてございますけども、今畑に向けて整備をやっております。そういうことで将来的には、ここは畑作という形になるかと思います。そういう形で何ら問題ないと思います。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(なし、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の2について説明させていただきます。住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、新規営農者で営農計画書及び誓約書を添付しての申請です。空き家バンクに登録された空き家に付随する農地ということで令和元年11月開催の第11回農業委員会で指定されております。農業経営に必要な農機具は所有していませんが、手作業で営農するとのことです。農業は譲受人夫婦の2人で行うとのことです。農地取得後は、野菜類を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は1.88aとなり、農地付き空き家バンクの下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：続いて清水推進委員さんは入院しておりますので、当日現地確認に行きました私と御手洗委員さん、それと事務局を代表して私の方から説明したいと思います。今事務局が説明したように、先月空き家バンクで皆様に報告したと思いますが、その付随した農地でございます。先月確認に行った時には、長崎ナンバーの軽四がもう停まって、空き家の方には入っておりました。それで、この農地を取得するというで見ただけですが、特に問題ないと思われま。それでは、3条の2番について、皆様から意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(なし、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の3について説明させていただきます。住宅地図の冊子4、5、6ページをご覧ください。今回の申請は、交換による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地でミカンや野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのことです。農地取得後は、ミカンの栽培をするとのことです。取得後の耕作面積は95.6aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは事務局大変申し訳ないですが、3条の4番交換地域の農地の方も言ってもらえませんか。

事務局：それでは3条の3の交換相手が3条の4になりますので、住宅地図の冊子7ページをご覧ください。今回の申請は、交換による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地で栗を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人1人で行っているとのこと。農地取得後は、栗を栽培することです。取得後の耕作面積は52.11aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議 長：推進委員さんは先程報告しましたように欠席してございますので、私の方から説明させていただきます。3条の3番と4番ですね、地権者が今まで離れた状態で耕作していたということで、今回農地を交換して近くにまとまった状態ですれば、もう高齢化なんです。とにかく動くのも大変だからということで交換しようやないかということで話がまとまったそうでございます。私の方からは以上です。3条の3番と4番、これについては個別に承認を得たいと思います。3条の3番についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（なし、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思

事務局：続いて3条の5について説明させていただきます。住宅地図の冊子8ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、米や野菜類を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。作業は主に譲受人1人で行うとのこと。農地取得後は、米や野菜類を栽培することです。取得後の耕作面積は195.17aで、直川地域の下限面積40a以上となります。今後、作業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議 長：それでは担当の曾根田推進委員さんお願いいたします。

直川1区推進委員：この中で1番がちょっと荒れてはいるんですけど、2番、3番については現状どおり畑として作っております。1番はちょっと荒れてますけど問題ないと思います。

議 長：推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の5番について意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。（はい、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条

の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の6番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の6番について説明させていただきます。住宅地図の冊子9、10ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、家族所有農地で米やお茶、野菜を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。栽培は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのこと。農地取得後は、野菜を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は74.05aとなり、弥生地域の下限面積40a以上となります。今後、農業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議長：それでは藤原推進委員さんが本日欠席ですので、事務局意見書の読み上げをお願いいたします。

事務局：担当の推進委員からは、特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見書が提出されてございます。それでは3条の6番についてこれより意見等求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の7番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の7について説明させていただきます。住宅地図の冊子11、12ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有農地で米や野菜類を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は譲受人1人で行っているとのこと。農地取得後は、米を耕作するとのこと。取得後の耕作面積は77.76aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議長：それでは担当の正田推進委員さんをお願いいたします。

佐伯10区推進委員：特に問題はございません。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の7番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の8番それと3条の9番については関係がございましたので一括説明をお願いいたします。

事務局：続いて 3 条の 8、9 について説明させていただきます。この 2 件につきましては、譲受人が同一ですので一括して説明させていただきます。住宅地図の冊子 13、14 ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有農地で米や野菜類を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の 2 人で行っているとのこと。農地取得後は、引き続き米や野菜類を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 165.9 a となり、宇目地域の下限面積 40 a 以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。

議長：担当の小里推進委員さんは本日欠席されてますので意見書を読み上げてください。

事務局：担当の推進委員からは、特に問題ない旨の意見書が提出されております。

議長：それでは 3 条の 8 番、それと 3 条の 9 番について一括して意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので 3 条の 8 番と 3 条の 9 番について一括して求めたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで 3 条の 8 番と 3 条の 9 番については許可したいと思います。続きまして 3 条の 10 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて 3 条の 10 番について説明させていただきます。住宅地図の冊子 15、16 ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有農地でミカンを栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の 2 人で行っているとのこと。農地取得後は、ミカンを栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 158.07 a となり、蒲江地域の下限面積 20 a 以上となります。今後、農業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。

議長：それでは担当の井川推進委員さんお願いいたします。

蒲江 1 区推進委員：意見書に書いているとおりです。別に問題ないと思います。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 10 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3 条の 10 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで 3 条の 10 番を許可したいと思います。続きまして 3 条の 11 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の11番について説明させていただきます。住宅地図の冊子17ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有農地で米を耕作しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。作業は主に譲受人1人で行うとのこと。農地取得後は、梅や柿を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は46.15aとなり、直川地域の下限面積40a以上となります。今後、作業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議長：それでは担当の橋迫推進委員さんお願いいたします。

直川2区推進委員：説明がありましたように、梅と柿等の果樹を植えるということなので別に問題ないと思います。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の11番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の11番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番より事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の1について説明いたします。お配りしている地図の18ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。賃貸長屋住宅用地としての用途による申請です。隣接する雑種地を含め、2階建て賃貸住宅を2棟建築します。隣接地に対しては、コンクリートブロックを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

議長：それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：特に問題はないと思われま

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは、4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませ

事務局：4条の2について説明いたします。地図の19ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域

内第二種住居地域の第3種農地の田です。貸駐車場用地としての用途による申請です。佐伯市が行う鶴望処理分区柵形地区公共下水道整備事業の実施に伴い、工事区域内にある近隣住民のための駐車場として利用します。造成工事等を行わず整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることが出来るに該当します。

議 長：それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：特に問題ありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(はい、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の3について説明いたします。地図の20ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、平成2年頃、隣接地に既にある住宅を増築した際、許可を得ずに増築しました。現在も利用しており今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：問題はありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の3番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。特にないようですので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の4について説明いたします。お配りしている地図の21ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、昭和48年頃に住宅を建築する際、農地部分まではみ出した形で建築しました。現在も利用しており今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事をすることはありませんので周囲への被害はありません。水利権はありません。許

可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の橋迫推進委員さんお願いいたします。

直川2区推進委員：今回内部を改築するのにあたって気が付いたようです。特に問題ありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで4条の4番を承認したいと思います。続きまして議案第39号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番より事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の1について説明いたします。地図の22ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地としての用途による申請です。地権者は現在近隣に住んでおらず、また、高齢であることから草刈り等の管理も難しくなっておりました。申請地では、180枚の太陽光パネルを設置します。盛土等の造成は行わず整地のみを行い使用するため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)の(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：それでは担当の松尾推進委員さんお願いいたします。

蒲江3区推進委員：別に問題はないと思います。周りの民家からも何か同意書ももらっておるそうです。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして、5条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の2について説明いたします。地図の23ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。建売住宅用地としての用途による申請です。申請地に2棟分の一般住宅を建築します。申請地では、35cmのかさ上げを行いますが、隣接地に対してはコンクリートブロックを設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、排水は農業集落排水に流し込みます。夕月水利組合から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の林推進委員さんお願いいたします。

佐伯 9 区推進委員：特に問題ないと思います。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 5 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。（はい、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして 5 条の 3 番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：5 条の 3 について説明いたします。地図の 24 ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種住居地域の第 3 種農地の畑です。宅地分譲用地としての用途による申請です。申請地に隣接する宅地部分を含め、2 区画分の分譲地を造成します。なお、申請地は、平成 31 年 1 月 29 日付けで転用の許可を得ていましたが、融資の都合から転用者が事業を行うことが難しくなったため、許可が取り消されました。盛土等の造成工事は行わず、また、周囲にはコンクリートブロックが設置されているため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。排水は、公共下水に放流する計画です。水利権はありません。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の許可要件、第 3 種農地の転用は許可をすることが出来るに該当します。

議 長：それでは担当の清田推進委員さんお願いします。

佐伯 2 区推進委員：特に問題はありませぬ。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより 5 条の 3 番について意見を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（なし、の声あり）なしとの声がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして 5 条の 4 番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：5 条の 4 について説明いたします。地図の 25 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。申請地に隣接する土地は平成 30 年 7 月 27 日付で一般住宅用地としての転用の許可を受けていましたが、駐車スペースが水に浸かる恐れがあったことから、高い位置にある自宅裏の申請地に令和元年 8 月頃から駐車場として利用しておりました。現在も利用しており、今回、申請者からの始末書が添付されております。新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、第 2 種農地の許可要件に該当します。

議 長：担当の池田推進委員さんは本日欠席されておりますので、意見書の読み上げをお願いいたします。

事務局：担当の推進委員からは問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして5条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の5について説明いたします。地図は戻りまして21ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、昭和63年頃に借人夫婦が自宅を増築した際、農地部分にはみ出して建築しました。現在も利用しており、今回申請者からの始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事をすることはありませんので周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の橋迫推進委員さんお願いします。

直川2区推進委員：問題ありません。これについては、4条の4でありました方と同居している娘夫婦の方が今回申請というふうになっております。

議 長：それでは、これより5条の5番について意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして5条の6番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の6について説明いたします。地図の26ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。申請地は、今年の10月に一般住宅を建築するとして申請を行い、農業委員会において承認されましたが、その後申請地付近に住宅が建築出来るようになったことから申請を取り下げました。しかし、住宅を建築する土地では十分な駐車スペースが確保出来ないことから申請地を駐車場として転用しようと考えました。申請地では4台分の駐車スペースを設けます。盛土等の造成工事は行わず整地のみを行い使用するため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。また雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の津田推進委員さんお願いいたします。

蒲江2区推進委員：この件についても特に問題ありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは、これより5条の6番について意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして5条の7番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の7について説明いたします。地図の27ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は、申請地に隣接する住宅を自宅兼会社のモデルハウスとして使用しており、自己所有及び来客用の駐車スペースを4台分設けます。盛土等の造成工事は行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：ただいま5条の7番について事務局より説明がございました。それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：特に問題はありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の7番について意見等を求めたいと思います。ございませぬか。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして5条の8番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の8について説明いたします。地図の28ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は、申請地の奥に新たに住宅を建築しますが、進入路が狭く車の乗り入れが困難なため、道に接している申請地に駐車スペースを設けようと考えました。また、申請地は4年ほど前に一部を舗装しており、今回譲渡人からの始末書が添付されております。新たに工事をすることはありませんので周囲への被害はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の正田推進委員さんお願いいたします。

佐伯10区推進委員：特に問題はありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の8番について意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。5条の9番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の9について説明いたします。地図の29ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は、現在県外に在住していますが、帰省した際や申請地に隣接する譲受人の実家に親族が集まった際の駐車スペースが不足しておりました。申請地では2台分の駐車スペースを設けます。現状のまま使用するため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の松尾推進委員さんお願いいたします。

蒲江3区推進委員：写真で見たら広いようにありますけれど、昔家庭菜園あたりで作ってたんじゃないかなというような感じがいたします。別に問題はありません。

議 長：特に問題なしとの意見がございました。それでは、これより5条の9番について意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして5条の10番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の10について説明いたします。地図は戻りまして27ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は申請地に隣接する住宅で事業を営んでおりますが、業務で使用するための駐車スペースが不足しておりました。申請地では2台分の駐車スペースを設けます。盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い使用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員：特に問題はありません。

議 長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の10番について意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の

10 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。本日の案件、農地法第 3 条、11 件については、佐伯市農業委員会として許可したいと思います。農地法第 4 条、4 件、農地法第 5 条、10 件については多数の意見を付して知事に進達したいと思います。議案第 40 号農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局：事業計画変更について説明いたします。地図の 30 ページをご覧ください。計画内容の変更に伴う変更申請です。申請地は、平成 30 年 9 月 25 日付けで太陽光発電施設用地としての転用許可を受けております。当初許可を受けていた (1) と (2) の土地は一筆の中に 1m の段差があることから一体利用が難しいため、段差部分で分筆を行い、転用面積を減少しようと考えました。パネルを設置しなくなった部分は、隣接する田と一体で利用する計画です。新たに工事を行うことはありませんので周囲への被害はありません。水利権はありません。

議長：それでは担当の橋迫推進委員さんお願いいたします。

直川 2 区推進委員：申請前の現況と全く変わっておりませんので問題ありません。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより事業計画変更 1 についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり) なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。事業計画変更 1 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思います。それではこれより休憩といたします。

(休憩)

議長：再開したいと思います。それでは、ただいまより農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。それでは、農林課の泉さんお願いいたします。

農林課：農林課の泉です。よろしく申し上げます。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 162 件となっています。お手元の農用地利用集積計画(案)を御確認ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 1 年が 8 筆で 8,745 m²、契約期間 3 年が 2 筆で 11,403 m²、契約期間 10 年が 1 筆で 499 m²、契約期間 20 年が 151 筆で 75,094 m²、これらを合計すると 162 筆で 95,741 m²となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載していますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画(案)の方で説明がございました。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等を受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。ございせんか。それでは、ただいまより農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして利用権設定の推進についてを議題といたします。お願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところですが、満期到来者分については、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、相談等を受けた場合は御協力の程よろしくお願いいたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡をお願いいたします。今回の書類の締め切りは12月16日月曜日としています。書類の提出については農林課又は各振興局へお願いいたします。

議 長：今月の締め切り12月16日になってございます。よろしくお願いいたします。続きまして農用地利用配分計画（案）について農林課より説明をお願いいたします。

農 林 課：農林課水田畜産係の首藤です。御手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。1枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は、令和2年2月1日の開始分になります。契約期間20年の田、111筆、面積が49,145㎡、契約期間20年の畑、40筆、面積25,949㎡、合計151筆、面積が75,094㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますので御確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので取りまとめたと思います。農用地利用配分計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして、非農地証明願についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは非農地証明願1番の説明をさせていただきます。申請地と申請場所につきましては、お配りしている議案書と地図をご覧ください。まず申請地の現地調査は、11月26日に会長、御手洗農業委員さんと事務局2名で実施しました。申請地は、小山の中に連続する畑2筆でございます。申請地につきましては、佐伯市戸穴地区の案件で、土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。現地は、国道217号沿いの海崎郵便局の付近で申請地の位置は地図を参照ください。申請者は25年以上前に県外に転出したため不耕作となっております。次に、現地の状況ですが、スクリーンに映し出しているとおり、映像から見ても孟宗竹及び雑木に覆われ生い茂って森林の様相を呈しており、畑に復元するには非常に厳しく困難な状況にあると思われる。以上のことから非農地証明書発行基準要領第2の4に該当する農地に判断出来るかと思

ます。

議 長：それでは担当の清水推進委員さんが欠席なので、私の方から説明いたします。今、竹林がずうっと生えていると思います。これが二十数年放置しっぱなしの竹林です。今説明があったように、耕作する人もここにはいないということで、森林の様相を呈しているということでございます。問題ないと思われます。以上です。ただいま非農地の説明がございましたけど、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないということなので取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。マイクの方を副会長に渡したいと思います。

17 番委員：これもちまして令和元年第 12 回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。

(16 時 29 分閉会)